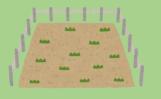
## 対象

営利を目的として営む法人(小売業・不動産賃貸借や風営法にかかる事業所を除く)であって、工業地域、準工業地域、その他市長の認める地域において、土地取得、建物の新築・建替・増築、設備(償却資産)を設置をする事業所

### 1. 土地

自己の事業に供する建物の建築など で新たに土地購入する場合、土地取得 日から建設工事着手まで2年未満の土 地が対象(面積要件なし)



## 2. 建物(新築・建替)

自己の事業に供する建物の新築・建 替をする場合、新たな建物部分の延床 面積が100 ㎡以上の家屋が対象



## 3. 建物(增築)

自己の事業に供する建物の増築をする場合、新たな建物部分の延床面積が 100 ㎡以上の家屋が対象



## 4. 設備(償却資産)

◎ 奨励金の交付対象となる新たな建物 部分に新たな償却資産(設備)を設置 する場合、新設した設備全てが対象。 (金額要件なし)

◎ 既存施設に新たな償却資産(設備) を設置する場合、新設した一定の設備 が対象(取得額が3,000 万円以上の償 却資産が対象)

# 5. 建物(増築)

太陽光発電装置や事業所内保育施設・ 障害者雇用を推進する特例子会社など に設置する設備

> 該当部の奨励金額を 2 分の1 から全額へ



#### その他

- ◎指定を受けた場合、産業振興、雇用拡大、その他地域経済活性化を図るための市の施策に協力すること◎借地の場合は家屋と償却資産(設備)、賃貸入居の
- ◎借地の場合は家屋と償却資産(設備)、賃貸入居の場合は償却資産(設備)を対象とする

#### 間合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎ 06-6383-1362

※事業所内保育施設の整備に関することは 摂津市 次世代育成部 こども教育課

**☎** 06-6383-1184

